

# 奈良県 靴下製造業の 最低工賃が改正されます！

**令和6年8月25日**から奈良県靴下製造業における最低工賃が引き上げられます。

委託者は、家内労働者に「**最低工賃額以上の工賃**」を支払わなければなりません。

## 【奈良県 靴下製造業 最低工賃】

〔1デカ（10足）につき〕

業 務	規 格	金 額	引上額
リンクングミシン によるかがり	針目数 140本以上 159本以下	<b>144円</b>	14円
	針目数 160本以上 179本以下	<b>165円</b>	1円
	針目数 180本以上 219本以下	<b>186円</b>	1円
	針目数 220本以上	<b>230円</b>	1円
ロッソミシン によるかがり	委託者持ち	<b>34円</b>	4円
	家内労働者持ち	<b>40円</b>	4円
抜 き	手作業によるもの	<b>35円</b>	4円
	機械によるもの	<b>20円</b>	2円

（令和6年7月26日公示、同年8月25日効力発生）